

「川崎市卸売市場機能更新に係る検討支援業務委託」公募型企画提案実施要領

公募に関する事項

1 公募の概要

(1) 事業目的

「川崎市卸売市場経営プラン改訂版（以下、「プラン」という。）」に掲げる基本目標の実現に向け必要となる北部市場の機能更新に係る事業等を推進するため、令和2年度までの民間活用に係る調査の結果を踏まえ、「(仮称)卸売市場機能更新に係る基本計画」の策定及び「PFI事業等の事業者公募・選定に向けた作業」（実施方針の作成、特定事業の選定、入札説明書・要求水準書・事業契約書・基本協定書の作成等）に関する支援等を行うものです。

(2) 業務の名称

川崎市卸売市場機能更新に係る検討支援業務委託

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

(5) 事業規模概算額

以下の金額を上限とします。

1年目 23,000千円（消費税及び地方消費税含む）

2年目 18,000千円（消費税及び地方消費税含む）

合計 41,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(6) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

複数の選考委員が、提案者から提出された書類及び提案者によるプレゼンテーションによって審査を行い、最優秀者及び次点者を選定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

※新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては、提出された書類による書面審査のみに変更する場合があります。書面審査のみとなる場合は、選考委員から質問がある場合は質問書を送付いたしますので、審査期間内での回答をお願いします。

2 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 卸売市場の機能更新計画・経営改善計画等の策定及び多数の関係者を対象とした意見調整・合意形成に関するノウハウがある者

- (2) 卸売市場の機能更新計画・経営改善計画等の策定に係る実績がある者（参加意向申出書提出時に、実績を示す資料を添付してください）
- (3) 法人格を有する者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (5) NPO 法人においては、特定非営利活動促進法第 2 条別表 19（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者
- (6) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (7) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (8) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録がある者
- (9) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (10) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (11) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

3 公募のスケジュール

(1) 公募要領の公表	2 月 15 日（月）	
(2) 参加意向申出書受付期間	2 月 15 日（月）～18 日（木）	17 時必着
(3) 参加資格要件の確認通知	2 月 22 日（月）	
(4) 企画提案に関する質問書の受付期間	2 月 24 日（水）～26 日（金）	16 時必着
(5) 質問書に対する回答	3 月 3 日（水）	
(6) 企画提案書の受付期間	3 月 4 日（木）～ 9 日（火）	17 時必着
(7) 企画提案会	3 月 17 日（水）	
(8) 審査結果通知発送	3 月 19 日（金）	
(9) 契約締結	4 月 1 日（木）（予定）	

※ 新型コロナウイルス感染症対策の影響により書面審査のみに変更となる場合のスケジュール

(1) 公募要領の公表	2 月 15 日（月）	
(2) 参加意向申出書受付期間	2 月 15 日（月）～18 日（木）	17 時必着
(3) 参加資格要件の確認通知	2 月 22 日（月）	
(4) 企画提案に関する質問書の受付期間	2 月 24 日（水）～26 日（金）	16 時必着
(5) 質問書に対する回答	3 月 3 日（水）	
(6) 企画提案書の受付期間	3 月 4 日（木）～ 9 日（火）	17 時必着

(7) 企画提案審査開始日	3月15日(月)※
(8) 選定委員からの質疑	3月16日(火)17時に送信
(9) 質疑に対する応答期限	3月17日(水)17時まで
(10) 企画提案審査終了日	3月18日(木)
(11) 審査結果通知発送	3月22日(月)(予定)
(12) 契約締結	4月1日(木)(予定)

※書面審査の場合は、質疑応答にかかる日数を考慮し、審査期間を4日間とします(質疑方法等は下記[選定方法](#)の3参照)

失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- 1 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- 2 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- 3 他の参加者の協力者となった場合
- 4 企画提案書提出後に本要領「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- 5 その他、本要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

企画提案の流れ

1 参加意向申出書の提出

(1) 提出期間

令和3年2月15日(月)～18日(木)17時必着

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 卸売市場の機能更新計画・経営改善計画等の策定に係る実績を示す資料

(4) 提出方法

提出期間内に電子メールにより提出してください。(原本は、企画提案書の郵送時に併せて郵送してください)

※テレワーク等の影響により提出期間に社印を取得できない場合は、一旦、参加意向申出書(様式1)を社印無しの状態で提出し、企画提案書の郵送時に社印を押印した原本を併せて郵送してください。

(5) 参加資格確認の結果通知

ア 令和3年2月22日(月)

イ 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を電子メールで通知します。原本は後日郵送します。

- ウ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。
- エ 参加意向申出書を提出した者が提案を辞退する場合は、辞退書（様式2）により届け出なければならないものとします。

2 質問書の受付

(1) 受付期間

令和3年2月24日（水）～26日（金）16時必着

(2) 質問方法

- ア 質問の内容を質問書（様式3）により、担当部局へ送付してください。
- イ 質問書は、電子メールで受け付けます。（発信後、担当課から到達確認の連絡がない場合は、お手数ですが、担当課宛て御連絡ください。）
- ウ 電話による質問には、回答いたしません。

(3) 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和3年3月3日（水）までに応募者全員に対して電子メールにて送信します。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書8部
- イ 見積書9部（年度ごとに作成。正本1部と写しを8部）
- ウ 業務実施体制・主な事業実績（様式は任意）8部
- エ 会社概要（パンフレット等）8部
- オ 参加意向申出書の原本（企画提案の流れ1(4)で送信したデータと同一のもの）

(2) 企画提案書の様式等

- ア 企画提案書の様式は任意としますが、提案書については、A4版で12枚以内とします（表紙を除く）。
- イ 提案以外の内容は記述しないでください。
- ウ 文章の文字サイズは12ポイント以上とします。ただし、図の解説や語句の注釈等については8ポイント以上とします。

(3) 見積書作成上の注意

見積書は、年度ごとに作成することとし、人件費については業務内容毎の工数、直接経費については費目毎の金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

(4) 業務実施体制・主な事業実績について

- ア 会社概要、業務実施体制及び類似の業務実績がわかる資料を提出してください。
- イ 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載してください（臨時職員は除く。）

ウ 同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間含めて記載してください。

(5) 受付期間

令和3年3月4日（木）～9日（火）17時必着

(6) 提出方法

原則として郵送により提出してください。レターパック等の配達記録が残るものを利用することとし、提出期限の17時必着とします。やむを得ず持参となる場合は、事前に担当課あてに御連絡をお願いします。

(7) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、返却しません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とします。

ウ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

選定方法

1 委託先の選定方法

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。

※新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては、提出された書類による書面審査のみに変更する場合があります。なお、書面審査のみとなった場合も、審査体制・審査基準に変更はありません。

2 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、提案者の中から最優秀者及び次点者を選定します。基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した事業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で事業者を選定するものとします。

- (1) 審査基準の「1 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定
- (2) 見積書の総額が最も安い業者を選定

3 企画提案会

- (1) 開催日時 令和3年3月17日（水）
- (2) 開催場所 川崎フロンティアビル6階経済労働局会議室（川崎区駅前本町11-2）
- (3) 内 容 事前に提出されている提案書に基づき、説明20分・質疑応答15分程度
- (4) 留意事項 ・インターネット環境はありません。
・プロジェクターはありますが、PCはありませんので御持参ください。

※設備トラブルを避けるため、プロジェクターへの接続はHDMIケーブルに限定します。

- ・提案審査会当日に資料を追加することはできません。
- ・1社あたり2名以内の出席としてください。
- ・原則、当該業務に携わると想定される担当者が説明してください。

※新型コロナウイルス感染症対策の影響により書面審査となった場合は、以下の要領で審査を実施します。

ア 審査期間 令和2年3月15日（月）～18日（木）17時まで

※書面審査のため、質疑応答にかかる日数を考慮し、審査期間を4日間としています。質疑に応答できる体制の確保（下記イ参照）をお願いします。

イ 質疑応答

選定委員から質疑があった場合、3月16日（火）の17時に電子メールにて送信します。送信した場合は到達確認をいたしますので、翌日17日（水）の17時までに電子メールで回答をお願いいたします。

4 審査基準

(1) 企画提案の視点・内容

- ア 事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか
- イ 事業目的に沿った十分な成果が見込めるか

(2) 事業実施体制

- ア 事業実施に必要な専門知識を有しているか
- イ 業務遂行に適切な実施体制を構築しているか

(3) 提案内容の工夫

- ア 提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか
- イ 提案者の実績を生かした提案がなされているか

(4) 取組意欲・積極性

- ア 積極性があり、前向きな提案がなされているか

(5) 提案内容の実行可能性

- ア 十分に実行が可能な方法となっているか

(6) 経済性・効率性

- ア 企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか
- イ 提案内容に無駄がないか

※基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。

5 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します（令和3年3月19日（金）発送予定。書面審査となった場合は、22日（月）発送予定）。なお、選定結果に関する電話・電子メール等での直接のお問い合わせには応じられませんので御了承ください。

その他の留意事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の影響等により、スケジュール等を変更することがございます。
- 2 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- 3 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- 4 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。なお、最優秀者との協議が成立しなかった場合は、次点者と協議を行います。
- 5 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- 6 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同条の規定が適用されます。
- 7 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- 8 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- 9 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- 10 その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

【問い合わせ先・提出先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課 市場経営企画担当

電話 044-975-2213 FAX 044-975-2242

Mail 28hokan@city.kawasaki.jp